

指定障害福祉サービス事業所等 様

岩手県国民健康保険団体連合会
事務局長 海 沼 茂

東日本大震災に関する介護給付費等及び障害児施設給付費の請求の取扱いについて（通知）

本会の事業運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について厚生労働省より「平成 23 年 4 月 6 日付け東日本大震災に関する介護給付費等及び障害児施設給付費の請求の取扱いについて」通知が発出されました。つきましては、4 月の介護給付費等の請求について、下記のとおりといたしますので、御確認くださいようお願いいたします。

なお、今回の請求について御不明な点については、担当課までお問い合わせください。

記

1. 平成 23 年 3 月サービス分に係る介護給付費等の請求について

災害救助法適用地域に所在する障害福祉サービス等の事業所において、被災によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した場合及び地震発生直後における障害福祉サービス等提供内容で十分な把握が困難な場合は概算による請求が可能となります。

2. 概算請求による請求の取扱いについて

概算による請求を選択する障害福祉サービス等の事業所については、平成 23 年 4 月 13 日（水）17：00 までに別添届出書様式に必要事項を記載の上、本会介護保険課あて提出願います。

また、概算による請求を選択する障害福祉サービス等の事業所において、被災により届出書の提出が困難である場合は、概算による請求をする旨、本会介護保険課あて連絡願います。

3. 通常の方法による請求の取扱いについて

(1) 平成 23 年 3 月サービス分に係る請求明細書の提出期限は 4 月 13 日（水）17：00 といたします。また、提出期限に間に合わない場合には、翌月以降に請求願います。

（被災地域以外で特殊な請求方法を必要としない障害福祉サービス等の事業所におかれましては、4 月 11 日（月）までの提出に極力、御協力願います。）

(2) 電子情報による請求で、受給者証番号の確認ができない受給者の請求については、受給者証番号を払い出しますので、本会介護保険課あて連絡願います。

(3) 電子情報による請求が困難な事業所で、市町村番号、受給者証番号が確認できない受給者の請求については、通知による記載方法を確認の上、紙での請求をお願いします。

なお、紙による請求明細書等の提出先については、該当市町村等へ請求することになっておりますが、陸前高田市及び大槌町については、通常業務を行うことが困難であるため、それぞれの市町の受給者に係る請求は、本会介護保険課あて提出願います。

また、その他市町村の受給者に係る請求は、該当市町村障害福祉担当課（障害児施設給付費については、岩手県福祉総合相談センター）あて請求願います。

4. 利用者負担の徴収が猶予された者に係る請求について

利用者負担の徴収が猶予された者に係る請求明細書については、請求額集計欄の給付率を 100%とし、利用者負担額を 0 円として請求願います。

5. インターネットによる請求が困難な事業所の請求方法について

被災によりインターネットへの接続が困難な事業所であって、請求データの作成が可能な事業所については、FD等の媒体に取り込んで請求願います。

担当：介護保険課

TEL 019-623-4335

FAX 019-653-2216